

住民票の写しの交付件数については、請求の目的別又は請求者別に統計を作成していない。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件異議申立ての対象となる行政文書の有無が争点となっている。

2 本件異議申立ての対象となる行政文書について

(1) 異議申立人が請求している行政文書は、郵便での請求による住民票の交付件数のうち、本件交付請求者による請求の処理件数がわかるものである。

(2) 上記第 4 のとおり、実施機関は、住民票の写しの交付件数については、請求の目的別又は請求者別に統計を作成しておらず、本件交付請求者による請求の処理件数が記載された文書は存在しないと主張している。

(3) この点、異議申立人は、当該処理件数が記載された文書が存在すると思われる理由について主張しておらず、本件交付請求者による請求があれば、当該請求に係る申請書が対象文書に該当すると主張している。

(4) 当審査会において、本件公開請求に係る請求書を確認したところ、本件公開請求の趣旨は、平成26年 1月から同年 4月末までにおける本件交付請求者からの交付申請の統計数値であると解することが妥当であり、交付申請書そのものについての公開請求とは認められない。

3 以上より、本件異議申立ての対象となる行政文書は存在しないとする実施機関の説明は不合理とまではいえず、他に存在を認めるに足りる事情も認められない。

4 したがって、本件行政文書は存在しないと認められる。

5 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成26年 8月 7日	諮問書の受理
8月29日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知

9月24日	実施機関の弁明意見書を受理
9月29日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述等申出書を提出するよう通知
10月29日	異議申立人の反論意見書及び意見陳述等申出書を受理
平成30年 2月21日 (第 5回 第 1小委員会)	調査審議
3月16日 (第 6回 第 1小委員会)	調査審議 異議申立人の意見を聴取
10月25日 (第11回 第 1小委員会)	調査審議
11月14日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 金井幸子、委員 庄村勇人、委員 安井信久